

# 最新の空家等に関する施策の動向

## 1. 本市の特性と類似する市町村の取組状況

先行的に対応している自治体の取組み等が近年見られ、ホームページ等を媒体として事例等を含めた多様な動向、情報を把握し整理する。対象市町村を抽出する際に、府中市の基礎的データをもとに「人口」「高齢化率」「人口密度」「空家率」「持ち家率」の項目で抽出を行う。

### 【府中市の基礎的データ】

人口：40,084人  
 高齢化率：31.0%  
 人口密度：204.80人/k㎡  
 空家率：18.3%  
 持ち家率：65.3%

### 【抽出方法】

抽出市町村は、府中市の基礎的データと比較して

「人口」：±10,000人

「高齢化率」：±5.0%

「人口密度」：±100人/k㎡

「空家率」：±2.0%

「持ち家率」：±5.0%

の範囲で該当項目3項目以上の市町村を抽出する。

### 【抽出市町村】

- 山形県南陽市
- 福島県会津坂下町
- 千葉県南房総市
- 富山県魚津市
- 山梨県富士吉田市
- 静岡県菊川市

表 空家等対策計画策定済み市町

都道府県	市町名	H27	H27	H22	H27	H27	平成25年 住宅・土地統計調査					
		人口	世帯数	高齢化率	面積	人口密度	総住宅数	空家	空家率	持ち家	借家	持ち家率
広島県	府中市	40,084	14,920	31.0%	195.75	204.80	18,280	3,350	18.3%	11,930	2,860	65.3%
北海道	札幌市	1,953,784	919,198	20.5%	1,121.26	1,742.50	1,009,600	142,160	14.1%	424,290	401,600	42.0%
北海道	増毛町	4,504	2,052	38.2%	369.71	12.20						
北海道	羽幌町	7,321	3,367	35.8%	472.65	15.50		275				
北海道	本別町	7,343	3,258	33.1%	391.91	18.70	3,473	373	10.7%	2,217	1,162	63.8%
青森県	中泊町	11,205	4,111	33.0%	216.32	51.80	586,300	81,200	13.8%			0.0%
岩手県	北上市	93,591	35,812	22.4%	437.55	213.90	41,320	6,180	15.0%	23,560	10,860	57.0%
秋田県	大館市	74,153	28,260	31.7%	913.22	81.20	31,890	4,020	12.6%	21,960	5,790	68.9%
秋田県	由利本荘市	79,993	28,347	29.2%	1,209.60	66.10	30,490	3,510	11.5%	22,690	3,990	74.4%
山形県	南陽市	32,284	10,697	28.4%	160.52	201.10	11,860	1,360	11.5%	8,660	1,730	73.0%
福島県	郡山市	335,608	138,124	20.3%	757.20	443.20	151,110	17,220	11.4%	72,830	59,180	48.2%
福島県	国見町	9,519	3,277	30.3%	37.95	250.80	6,063	819	13.5%			0.0%
福島県	会津坂下町	16,320	5,381	29.6%	91.59	178.20	5,810	600	10.3%	3,940	1,280	67.8%
福島県	会津美里町	20,932	6,713	31.9%	276.33	75.80	7,620	750	9.8%	6,080	790	79.8%
群馬県	前橋市	336,199	136,747	23.5%	311.59	1,079.00	157,190	24,980	15.9%	87,100	39,800	55.4%
埼玉県	志木市	72,656	30,597	19.4%	9.05	8,028.30	33,010	3,420	10.4%	18,300	10,260	55.4%
埼玉県	八潮市	86,670	35,860	19.4%	18.02	4,809.70	37,040	3,210	8.7%	20,040	11,710	54.1%
埼玉県	松伏町	30,062	10,618	19.9%	16.20	1,855.70	11,820	820	6.9%	9,130	1,710	77.2%
千葉県	南房総市	39,044	15,052	37.5%	230.14	169.70	19,990	4,880	24.4%	13,710	1,340	68.6%
神奈川県	横浜市	3,726,167	1,645,245	20.1%	437.49	8,517.10	1,764,870	178,050	10.1%	929,620	598,520	52.7%
新潟県	新潟市	810,514	321,435	23.2%	726.45	1,115.70	366,440	44,020	12.0%	213,090	101,940	58.2%
富山県	魚津市	42,958	15,856	27.8%	200.61	214.10	19,170	2,560	13.4%	12,520	3,930	65.3%
富山県	立山町	26,333	9,106	26.1%	307.29	85.70	9,840	1,100	11.2%	8,330	150	84.7%
石川県	白山市	109,321	38,388	20.7%	754.93	144.80	40,700	4,070	10.0%	30,830	5,300	75.7%
石川県	能美市	48,899	17,380	20.8%	84.14	581.20	17,770	1,790	10.1%	13,210	2,580	74.3%
福井県	越前市	81,613	27,881	24.3%	230.70	353.80	33,070	4,950	15.0%	21,570	6,190	65.2%
山梨県	富士吉田市	49,024	18,082	23.6%	121.74	402.70	21,160	3,560	16.8%	13,130	4,410	62.1%
山梨県	都留市	32,014	13,440	22.6%	161.63	198.10	16,140	2,400	14.9%	8,410	5,030	52.1%
長野県	南相木村	1,005	420	37.6%	66.05	15.20	6,063	820	13.5%			0.0%
長野県	筑北村	4,733	1,782	37.1%	99.47	47.60		191				
静岡県	菊川市	46,770	16,213	22.0%	94.19	496.50	18,490	3,240	17.5%	11,430	3,560	61.8%
愛知県	瀬戸市	129,125	50,295	23.3%	111.40	1,159.10	57,260	7,210	12.6%	37,000	12,290	64.6%
愛知県	春日井市	306,599	124,202	20.4%	92.78	3,304.60	134,350	15,210	11.3%	73,830	42,140	55.0%
愛知県	犬山市	74,319	28,200	23.4%	74.90	992.20	31,010	3,730	12.0%	20,870	6,170	67.3%
三重県	名張市	78,807	30,381	22.6%	129.77	607.30	34,240	4,270	12.5%	24,730	5,170	72.2%
三重県	東員町	25,350	8,827	20.7%	22.68	1,117.70	9,170	590	6.4%	7,970	560	86.9%
滋賀県	東近江市	114,220	40,648	21.5%	388.37	294.10	43,010	4,970	11.6%	30,130	6,840	70.1%
滋賀県	米原市	38,738	13,232	25.4%	250.39	154.70	14,270	1,570	11.0%	10,960	1,610	76.8%
兵庫県	神戸市	1,537,860	705,061	23.1%	557.02	2,760.90	828,290	108,100	13.1%	409,660	272,450	49.5%
兵庫県	伊丹市	197,040	78,904	20.0%	25.00	7,881.60	94,500	12,360	13.1%	48,180	30,190	51.0%
兵庫県	丹波市	64,689	22,563	28.8%	493.21	131.20	26,700	4,290	16.1%	19,170	3,050	71.8%
奈良県	奈良市	360,439	149,274	23.7%	276.94	1,301.50	170,660	21,290	12.5%	98,350	46,820	57.6%
和歌山県	橋本市	63,609	23,626	24.2%	130.55	487.20	27,010	4,100	15.2%	19,780	2,900	73.2%
和歌山県	岩出市	53,476	20,667	17.0%	38.51	1,388.60	23,610	3,060	13.0%	15,530	4,510	65.8%
鳥取県	日南町	4,764	1,933	46.8%	340.96	14.00	2,607	481	18.5%			0.0%
岡山県	岡山市	719,584	309,101	21.5%	789.96	910.90	351,590	55,310	15.7%	169,580	115,830	48.2%
山口県	下関市	268,617	116,301	28.7%	715.89	375.20	139,560	22,830	16.4%	72,700	41,460	52.1%
香川県	高松市	420,943	182,005	23.0%	375.41	1,121.30	213,890	35,350	16.5%	110,290	63,340	51.6%
福岡県	遠賀町	18,847	7,257	25.7%	22.15	850.90	7,980	850	10.7%	5,920	1,160	74.2%
長崎県	五島市	37,331	17,422	33.4%	420.04	88.90	23,090	5,420	23.5%	13,640	3,890	59.1%

出典：平成28年3月31日時点 国土交通省・総務省調査

## 【山形県南陽市】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

本市における空き家等の適正管理の推進及び空き家等の活用と流通の促進を図ることにより、市民が安全・安心に暮らすことのできる住環境の確保、まちづくり活動の活性化が図られることを目的として以下の項目に取り組みます

- 1)所有者等の管理 原則に基づく適正措置
- 2)地域住民が安全・安心に暮らすことのできる住環境の確保
- 3)定住促進に結びつく体制の整備
- 4)空き家等の除却した跡地の活用の促進

### 空き家等対策の取組

#### 1)空き家等の調査に関する事項

適正に管理が行われていない空き家等については、訪問、外観目視による調査や必要に応じて立入調査を行い、所有者に適正な管理を促すため、所有者等の確認調査を行います。調査で得られた空き家の情報については、今後の空き家等対策に関する基本的な方針の目的の達成に向け、空き家マップの作成や所有者等にデータ管理を行います。

#### 2)所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項

空き家等の適切な管理は、第一義的に空き家等の所有者等の責任において行うことが原則です。所有者等は、今後空き家をどのように管理し、その後の活用をどのようにするのか、場合によっては解体についても考えておく必要があると考えます。人が住まない建物は早く傷むことを認識し、今後所有者等自身が住む予定のない場合は、売却・賃貸も考え、早めの判断と実行することも肝要であるため、市は、所有者等の意識の涵養に努めます。

また、市は法に基づいて、空き家等の調査を行い、所有者等の特定を行います。所有者等に対し空き家等の適正管理を促し、必要な範囲内で空き家等の今後の活用について意向を確認します

#### 3)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

市は、空き家等について、必要な措置を講じることによって、市内の防災・防犯・安全・環境・景観保全等の維持に努めます。また、空き家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため「特定空家等」から優先して措置を行います。

#### 4)空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

利活用可能な空き家や除却された空き家等については、将来的に所有者等が活用できるか考え、売却を視野に入れている場合は、市、山形県空き家活用支援協議会等で開設している空き家の相談窓口を紹介します。ただ、除却だけを進めると空き地が増加し、そのまま放置されれば、また別の問題が生じることが懸念されることから、除却後の跡地を管理不十分なままに放置せず、有効に土地利用を促すため、空き家等の所有者の意向を確認した上で利活用を検討します。

## 【福島県会津坂下町】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

管理不全な空家等は、実態を把握するとともに、管理義務者（所有者等）に適正な管理を促し、老朽化に伴う危険を回避するため、未然防止に努める。老朽化し、危険度が増した空家等は、所有者確認や適正管理を継続指導し、状況に応じて、住民の安全・安心を確保するため、必要な措置を講じる。

- 目標1 安全・安心が守られるまち
- 目標2 快適な住環境で過ごせるまち
- 目標3 移住・定住促進により活気のあるまち
- 目標4 中心市街地が活気ある賑わいのあるまち

### 空き家等対策の取組

#### 1) 予防対策

産業集積形態が様変わりし、基幹産業である製造業が衰退し、産業の空洞化併せて都市圏への人口流失や少子高齢化に伴う、過疎化などの社会状況により、空家等が発生し、近年増加傾向にある。空家等が管理不全となる理由は、相続の問題・所有者が首都圏等に在住、管理する資力がない、資産価値がないなど、また、住宅需要の減少によって、利用目的のないことも挙げられている。老朽化・危険化の防止のためには、空家等の発生や管理状況をいち早く情報収集、把握し、管理義務者（所有者等）への意識啓発などの予防対策が重要であると考えます。

#### 2) 実施対策

- (1) 実態調査
- (2) 被害防止
- (3) 危険排除
- (4) 費用請求

#### 3) 空家の利活用対策

空家の利活用を図るため、空家の実態（所有者、管理者の有無、建物の危険具合、所有者の意向等）を把握する。空家の情報を一元管理できる台帳を作成し、効率的に利活用に取り組む。

- (1) 空家バンク・・・空家を効率的に活用するため、不動産業者との連携や全国移住ナビの活用等により、移住・定住希望者向けに空家台帳の整備を行う。
- (2) 空家利活用・・・若者定住補助金、店舗として利用、コミュニティの場として利用、アート作品展示等、サテライトオフィス、起業家向けオフィス、若者等のチャレンジショップ、お試し居住用住宅、高齢者向けシェアハウス
- (3) 跡地活用・・・再生可能エネルギーのために使用、駐車場、雪捨て場、みんなのトイレ
- (4) 利活用の促進・・・現行制度の検証、国・県の支援制度の周知

## 【千葉県南房総市】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

本市では、現に適正な管理がされていない空家等を原因とした様々な問題が発生しており、この状況はさらなる人口減少と相まって事案の増加、進行が予想されます。このような本市の地域性に鑑み、市民が安心してらせるまちづくりのために迅速かつ効果的な対策を講じていくため、次の3つの対策を空家等対策の基本方針として計画を運用します。

基本方針1「空家化の抑制・予防」対策

基本方針2「空家の市場流通・活用促進」対策

基本方針3「管理不全状態にある空家の抑制・解消」対策

### 空き家等対策の取組

#### 1)「空家化の抑制・予防」対策の取り組み

現在、居住又は使用している住宅・建築物、あるいは、空家等となって間もない住宅・建築物が、相続等により次世代へ円滑に継承されるように市民に周知・啓発し、新たに空家等が発生することを抑制します。建築物の適正管理について市民等に周知・啓発し、建築物が管理不全状態に陥ることを予防するとともに、空家に関する総合的な相談体制を整備します。

(1)空家等の発生抑制に関する取組                      (2)空家等の適正管理の促進に関する取組                      (3)総合的な相談体制の整備

#### 2)「空家の市場流通・活用促進」対策

空家等のうち市場に流通していない住宅が増加傾向にあることを踏まえ、所有者等に対し、活用・流通させる場合の方法やメリットを周知し、活用・流通を支援・促進します。

空家等や除却後の跡地を、まちづくりやコミュニティ活動を進めるうえでの地域の資源と捉え、地域等との連携による活用・流通を支援・促進します

(1)所有者の活用意識の掘り起こしに関する取組                      (2)所有者等に対する相談体制の整備                      (3)地域による空家等の活用の支援に関する取組

#### 3)「管理不全状態にある空家の抑制・解消」対策

空家等実態調査や市民からの情報提供により把握した空家等について、特定空家等判断基準の状態にある空家等を特定空家等と判断し、特定空家等と判断された場合は、法に基づく助言・指導、勧告などの必要な措置を講じます。空家等の周辺の状況から、危険等を緊急的に回避する必要がある場合は、適切に緊急安全措置を講じます。

(1)所有者等の責務の明確化                      (2)効果的な実施体制の整備                      (3)空家等に対する必要な措置の実施

(4)特定空家等に対する必要な措置の実施

## 【富山県魚津市】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

次の3点を基本方針として、空き家等対策に取り組むこととします。

#### 1)管理の原則

空き家等は、本来、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有者に基づき、所有者等が適正に管理することが原則であり、その権利と責任も保障されています。同様に、隣家が空き家等を原因とし危険や被害にあった場合の民事案件についても、双方の財産権・所有者に基づいて解決を図ることが原則です。

#### 2)適正管理に向けた対策

魚津市は、法の趣旨を尊重した上で、条理に基づき、市民の地域の安全安心の確保と生活環境の保全を図るため、市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空き家等について、所有者等に適正な管理を即していくものです。

#### 3)予防の促進・利活用の促進

空き家等が今後も増加すると想定されるなか、空き等をふやさない<予防の推進>に加え、空き等を地域の資源ととらえた<利活用の促進>を行うことにより、地域コミュニティの維持や市全体の活力の維持・向上を目指して総合的に対策を推進します。

### 空き家等対策の取組

#### 1)空き等の適正管理

空き等の実態調査のほか、市民の民間事業者等の協力を得ながら、市内の空き等の情報を把握し、データベースを整備します。

(1)空き実態調査           (2)空き等データベースの整備           (3)魚津市空き等対策審議会の開催

#### 2)特定空き等の認定及び対処

近隣等から苦情が寄せられた空き等の所有者等に対して、適正な管理を促します。改善等の対応していただけない場合には、条例や認定基準等に基づき、魚津市空き等対策審議会の意見を聴いた上で、特定空き等に認定します。また、特定空き等と認定された後、所有者等に対し、助言・指導・勧告・命令・代執行など必要な措置を講じることとします。

#### 3)空き等の発生の予防・利用活用の推進、跡地利用の取り組み

空き等の中には、改修するなどして利用できるものも多くあると考えられます。空き等の発生を予防し、利活用を促進するため、以下のことを進めます。また、空き等の除却はかり進めた場合、結果的に空地が増え、それらの空地が適切に管理されない場合、新たな問題を引き起こしてしまうことも考えられます。そのため、跡地を管理不十分な空地のまま放置せずに良好な土地利用がされるよう促します。

(1)所有者に対する働きかけ           (2)地域やNPO法人等による利活用の促進           (3)空き等の利活用・定住促進のための支援体制の整備

(4)密集市街地・狭隘道路対策との連携

## 【山梨県富士吉田市】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

#### 目標1 安心・安全なまち

空家等を計画的に適正に管理し対策することにより、本市に住む人が安心して安全に暮らすことが出来るまちを目指すとともに、本市を訪れる人が快適に滞在できるまちを目指します。

#### 目標2 美しいまち

空家等を計画的に適正に管理し対策することにより、本市独自の美しい景観を保全し、清潔で美しいまちを目指します。

#### 目標3 移住・定住の推進

空家等を計画的に適正に管理し対策することにより、本市への移住・定住の推進のために有効活用することを目指します。

### 空き家等対策の取組

#### 1) 空家等の調査に関する事項

5年に一度、国が実施している国勢調査や住宅・土地統計調査、都市計画基礎調査などの各統計調査のほか、まちづくりなどの目的で本市が実施する様々な調査や実際に住民から寄せられた空家等の通報・相談の分析、住民アンケートなども調査手法の一つとして有効に活用し、空家等の所在やその状態等の概要を把握します。また、重点対応地区を設定した場合は、その地区を個別に調査するなどして、状況の把握に努めます。

特定空家等の調査については、効率的かつ有効な手段を用いて現地調査を行いその把握に努めます。また、特定空家等と決定された場合、所有者等に今後の意向を確認することや指導等の措置を行うため、不動産登記簿情報、住民票情報、戸籍情報、固定資産課税情報などを活用して所有者等の調査を行います。

#### 2) 所有者による空家等の適切な管理

空家等は、所有者の財産であることから、所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適正な管理に努める義務があります。

ただし、所有者が死亡又は行方不明な場合もあることから、こうした場合には、法に基づき、市において調査をして、相続人等、空家等の適正管理を行う義務者を特定し、的確な指導・助言を行うなど、空家等の適正管理を促します。

#### 3) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

空家等について、本市の空家バンクへの登録を勧奨する中で、改修費の補助や必要とする方に利用してもらうことにより空家等の解消の促進を図ります。また、空家等に係る跡地の活用については、跡地が置かれている状況等を勘案する中で検討していきます。

#### 4) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

##### 《富士吉田市空家等相談窓口の設置》

安全対策課に「富士吉田市空家等相談窓口」（以下「相談窓口」といいます。）を設置し、住民等からの空家等に関する相談に対応していきます。

空家等に関する事務は、複数の担当で対応していますが、住民からの相談に対する窓口を一本化することにより、分かりやすくスムーズな対応を図ります。

## 【静岡県菊川市】

### 空き家等対策に関する基本的な方針

空家等は、所有者等が自己の責任により適切に管理することが前提であるが、所有者等の経済的な事情などから適切な管理を行うことができず、その管理責任を全うできない場合や、管理又は利活用について苦慮している市民からの相談に対し、この計画に基づき所要の対策及び措置を講じるものとする。

### 空き家等対策の取組

#### 1) 空家等の調査

- (1) 相談及び苦情のあった空家等に関する調査                      (2) 空家等の実態を把握するための調査

#### 2) 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等の管理は、第一義的には当該空家等の所有者又は占有者の責任において行われるべきものである。そこで空家等の適切な管理に対する所有者等の意識を高めるため、広報等により「空家等の適切な管理は所有者又は占有者の義務である」ことを周知するものとし、周知に当たり、適切な管理を怠り他人に損害を与えた場合の責任（民法第717条）及び判例等を掲載することにより、その責任の重大さを所有者等に訴えるものとする。

また、空家等の管理に関する所有者等からの相談を受けるため、都市計画課に相談窓口を設置し、相談の内容に応じ必要な助言を行うものとする。

#### 3) 空家及び空家除却後の跡地の利活用

空家及び空家除却後の跡地については、市の政策課題に取り組むための資源としての利活用や不動産の流通市場により、借手や買手を探してもらうことが考えられる。

このため、空家等の所有者の意向をしっかりと確認した上で、利活用の方針を検討するものとする。また、空家及び空家除却後の跡地を所有者以外のものが利活用するには、賃貸借又は売買等の契約行為が必要となるため、当該契約は宅地建物取引業者を介して行うことを原則とする。

- (1) 市の政策課題に取り組むための資源としての利活用                      (2) 不動産の流通市場を活用した利活用

#### 4) 特定空家等に対する措置

管理が不適切な空家等として地域住民から相談若しくは苦情のあった空家等については、当該空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の環境を保全するために必要な措置を講ずべき特定空家等に該当するか否かについて判断するため、必要な調査を行う。なお、空家等の所有者等が、その状況や所有していることも把握していない場合が考えられるため、調査に先立ち所有者等に連絡し、放置された経緯等を聞き取るものとする。

#### 5) 市民等からの相談への対応方針

空家等の相談窓口は、建設経済部 都市計画課 住宅建築係とし、市のホームページや菊川市くらしの便利帳に掲載すると共に、市の広報誌にその旨を適宜掲載する。

## 2. 補助金による支援を行っている市町村の取組状況

先行的に対応している自治体の取組みの中で補助金を助成する自治体に着目して抽出を行う。補助金の助成については、空き家建物の「除去（解体）」「改修」「木造住宅耐震改修」「家財等処分費」などがメニューとしてあげられているが、その中で補助金として特質する市町村の取組みについて一覧表として取りまとめている。

### 【補助金として特質する市町村】

群馬県 前橋市	.....二世帯近居・同居住宅建築工事費補助
埼玉県 志木市	.....空き家等バンク仲介手数料補助金
神奈川県 横浜市	.....建築物不燃化推進事業補助
富山県 魚津市	.....空家新規取得者支援事業（再利用型）
富山県 立山町	.....立山町移住定住事業補助金
石川県 白山市	.....三世帯同居・近居促進事業補助金
石川県 能美市	.....能美市空き家清掃費等補助金
	.....ワーク・イン・レジデンス制度
	.....能美市創業支援補助金
福井県 越前市	.....U・Iターン者空家住まい支援事業
愛知県 春日井市	.....空き家解体ローン、支払利息の一部助成

都道府県	市町名	除去 (解体)	改 修	木造住宅 耐震改修	家財等 処分費	その他
北海道	札幌市	○				
北海道	増毛町	○				
北海道	羽幌町	○	○			
北海道	本別町	○				
青森県	中泊町		○		○	
秋田県	大館市	○				
山形県	南陽市		○			
福島県	会津美里町	○				
群馬県	前橋市		○			二世帯近居・同居住宅建築工事費補助 二世帯近居・同居住宅改修工事費補助
埼玉県	志木市					空き家等バンク仲介手数料補助金
神奈川県	横浜市		○	○		建築物不燃化推進事業補助
新潟県	新潟市		○			
富山県	魚津市	○		○		空家新規取得者支援事業
富山県	立山町			○		立山町移住定住事業補助金
石川県	白山市		○	○		三世帯同居・近居促進事業補助金
石川県	能美市		○			能美市空き家清掃費等補助金 ワーク・イン・レジデンス制度 能美市創業支援補助金
福井県	越前市	○	○	○		U・Iターン者空家住まい支援事業
山梨県	富士吉田市		○			
長野県	南相木村	○	○			
長野県	筑北村	○				
愛知県	春日井市					空き家解体ローン
兵庫県	神戸市	○				
兵庫県	丹波市	○				
鳥取県	日南町	○				
岡山県	岡山市	○	○		○	
広島県	庄原市	○				
広島県	坂町		○			
広島県	北広島町	○			○	
山口県	下関市	○				
香川県	高松市		○		○	
長崎県	五島市		○		○	



【群馬県 前橋市】

二世帯近居・同居住宅建築工事費補助

親又は子と近居（直線距離が概ね1キロメートル以内をいう）又は同居するために、空き家を取得し、その空き家を除却して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対する補助をする。

■補助金額

120万円（1/3 限度）

二世帯近居・同居住宅改修工事費補助

親又は子と近居（直線距離が概ね1キロメートル以内をいう）又は同居するために、空き家を取得して、改修する工事に係る費用に対する補助をする。

■補助金額

120万円（1/3 限度）

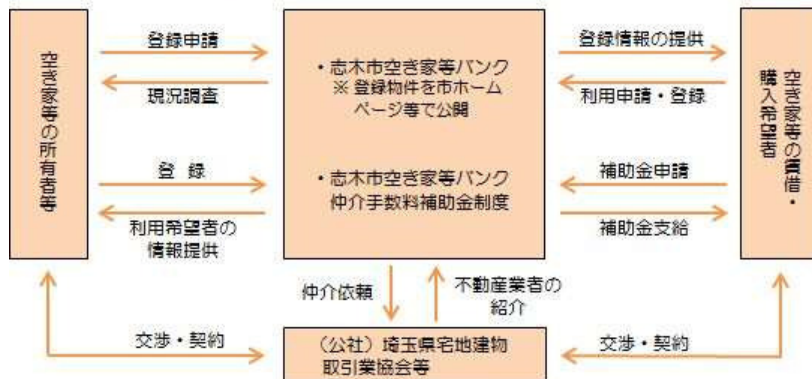
【埼玉県 志木市】

空き家等バンク仲介手数料補助金

空き家等バンクに登録された空き家の売買及び賃貸借契約が成立した場合には、利用者が不動産業者に支払う仲介手数料に対して補助金を交付する。

区分	補助率	補助限度額
売買	仲介手数料の1/2	5万円
賃貸借		

空き家等バンクのイメージ図



【神奈川県 横浜市】

建築物不燃化推進事業補助

地震火災が発生した際、延焼により建物に著しい被害が生ずるおそれがあることから、特に建物の不燃化を推進する必要がある地域として、「不燃化推進条例」に基づく「不燃化推進地域」を指定している。

当該地域等においては、老朽化建築物等に対して、除却費用の補助制度が設けられている。老朽化した空き家に対しても、この補助制度の活用を促し、除却や建替えを促進する。

■補助金額

150万円（最大300万円）

【富山県 魚津市】

空家取得者支援事業補助金（再利用型）

■助成条件

- 購入した空家に入居し、転入または転居の届出を行った者  
※ただし空家情報バンクに登録してから6ヶ月を経過した空家に限る
- 申請者及び同一世帯の者が市税等を滞納していないこと

【申請時に確認する書類】

- 売買契約書の写し
- 登記事項証明書又は登記受領証
- 世帯員全員の魚津市または前住所地の市税等の納税証明書  
（非課税である者は滞納がないことを証明する非課税証明書等）

■補助金額

一律20万円

## 【富山県 立山町】

### 立山町移住定住事業補助金

主に県外からの移住者に対し、既存住宅等のリフォームや増築等の工事費用の一部（上限 110 万円）を補助することにより、空家等の有効活用を図る。

#### ■特徴

- ・県外から里山地区への移住・定住に対しては、補助金の上限額が大きくなっている。
- ・移住し、三世代で同居するための新築・改築費用についても、補助対象とる。（但し、里山地区とそれ以外とで要件が異なる。）
- ・移住・定住する「子育て世帯」や「若年世帯」（要件あり）には、加算額がある。
- ・県外から移住・定住するために、既存の空き家等を利用するリフォーム費用に対しては、補助金の上限額が大きくなっている。
- ・立山舟橋商工会に加入する建築業者等が施工した場合、さらに補助金額（上限額 10 万円）加算あり。

## 【石川県 白山市】

### 三世代同居・近居促進事業補助金

新たに三世代の同居又は近居を始めるための、住宅の購入費や改修費等に対して、補助金を交付。

#### ■補助金額

30 万円（県外からの転入の場合、15 万円を加算）

#### ■補助対象者（次の 1～3 いずれにも該当する方）

1. 新たに三世代で同居または近居を始めるために、白山市内で住宅を新築、購入、増改築、改修（以下、新築等）を行った人
2. 親子または祖父母世帯が住所変更（住民登録の変更）を行ったものであること
3. 18 歳未満の子どもがいること

#### ■対象住宅（次の 1～3 いずれにも該当するもの）

1. 新築等の契約日が平成 27 年 4 月 1 日以降であること
2. 新築等に要した経費が 100 万円以上であること  
\* 増築の場合、既存の住宅に床面積が 10 m<sup>2</sup>以上増えること
3. 所有者（当該住宅の名義）が三世代同居等を行う世帯員であること

## 【石川県 能美市】

### 能美市空き家清掃費等補助金

空き家バンクに登録された物件で、空き家を改修する所有者等又は入居者に対し、空き家の清掃費用の一部を補助する。

#### ■補助金額

対象費用の 2 分の 1 以内、5 万円限度

#### ■補助対象者

- ・空き家バンク登録物件の所有者であること
- ・空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者であること
- ・その他市長が認める者

### ワーク・イン・レジデンス制度

定住を目的とし、地域活性化に資する店舗(工房等)兼住宅を取得または改修した際の費用の一部を補助する。

#### ■補助金額

- ・一般型：対象費用の 1/2 以内  
50 万円限度（県外者最大 50 万円、指定地域最大 50 万円の加算）
- ・伝統的工芸品後継者育成型：対象費用の 4/5 以内  
100 万円限度（指定地域最大 50 万円の加算）

### 能美市創業支援補助金

市内在住者が創業する場合、空き家バンクに登録された物件及び未登録物件の購入、改修等に対する経費等の一部を補助する。

#### ■補助金額

対象費用の 2 分の 1 以内、基本額 50 万円限度、その他加算金有り

#### ■補助対象者

- ・市内居住者で市税等を滞納していない者であること
- ・5 年以上事業展開を実施できると市長が認めた者
- ・その他市長が認める者

【福井県 越前市】

U・Iターン者空家住まい支援事業

県外からの帰住又は移住のために、空家情報バンクに登録された空家を購入若しくはリフォームする場合に費用の一部を補助する。

■補助金額

対象工事費×1/3＝補助金額（上限 購入・リフォーム各50万円）

※購入・リフォーム両方行う場合は、上限100万円

■補助対象者

- ・対象空き家を購入する U・Iターン者
- ・対象空き家を購入し、リフォームするU・Iターン者
- ・対象空き家を賃借し、リフォームするU・Iターン者
- ・対象空き家にU・Iターン者を賃貸で居住させるためリフォームする空き家所有者
- ・対象空き家にU・Iターン者を賃貸で居住させるためリフォームするサブリース事業者  
（サブリース事業者・・・空き家所有者より空き家を借上げ、賃貸する事業者）

■対象要件

- ・下記のいずれかに該当すること
  - ア. 購入の場合、10年以上居住すること
  - イ. U・Iターン者がリフォームする場合、5年以上居住すること
  - ウ. 所有者 及び サブリース事業者がリフォームする場合、10年以上管理すること
- ・改修後の住宅の延べ床面積が40㎡以上であること
- ・工事施工者は、越前市に営業所を有している者であること
- ・国又は県、他市町等の補助金を受けていない（受ける予定のない）もの
- ・過去にこの補助金を受けた住宅でないこと
- ・市税に滞納がないこと

【愛知県 春日井市】

空き家解体ローン、支払利息の一部助成

空き家所有者の経済的負担を軽減するために、地方創生の連携協定を締結した金融機関が設定した低金利の空き家解体ローンの活用を促進する。また、市において支払利息の一部に対し助成を行う。

■補助金額

1月1日から12月31日までに金融機関に返済した元金に対し、年利1%の利子に相当する額（60,000円を限度とする）

■補助対象者

市内の空き家の解体を目的として、市が指定する金融機関から融資を受けた方